

兵庫県地域福祉支援計画について

1 概 要

(1) 策定根拠

社会福祉法において、市町村は「地域福祉計画」(107条)を、都道府県は「地域福祉支援計画」(108条)を策定するよう規定

(2) 地域福祉支援計画の役割

- ① 市町が目指すべき地域福祉の基本方針を定める計画
- ② 市町における地域福祉への取組の格差を是正し、全県的な地域福祉の向上を目指すガイドライン
- ③ 市町の地域福祉推進のしくみづくりを具体的に示す計画
- ④ 市町の地域福祉を推進するため、県として必要な支援のあり方を示す計画
- ⑤ 地域福祉推進における行政、社会福祉審議会、地域団体等の基本的な役割を示す計画

(3) 改定の変遷

- 第1期計画(計画期間 H16～20)
 - ・兵庫県社会福祉審議会特別委員会(会長:辻寛(県社会福祉協議会長))
- 第2期計画(計画期間 H21～25)
 - ・兵庫県社会福祉審議会小委員会(座長:松原一郎(関西大学教授))
- 第3期計画(H26～30)
 - ・兵庫県社会福祉審議会小委員会(座長:松原一郎(関西大学教授))
- 第4期計画(H31～R5)
 - ・兵庫県社会福祉審議会小委員会(座長:松原一郎(関西大学教授))

2 第5期計画策定の考え方

地域社会を取り巻く情勢の変化、地域福祉政策の動向、兵庫県社会福祉協議会の2025年計画や提言(R5)等を踏まえた見直しを行う。

(1) 地域社会を取り巻く情勢

- ・少子高齢化、人口減少の進展、世帯の縮小(単身世帯の増加)
⇒地域の共助力低下、社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー等

(2) 地域福祉政策の動向

- ・こども家庭庁発足(R5.4.1)、孤独・孤立対策推進法の成立(R5.5.31)
- ・社会福祉法等改正

令和2年改正(令和3年4月1日施行等)

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
→重層的支援体制整備事業の創設
- 社会福祉連携推進法人制度の創設
- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進等

3 第5期計画の審議体制

兵庫県社会福祉審議会に小委員会を設置し、本委員会での審議を経て策定する。

【社会福祉審議会小委員会】

○設置趣旨

兵庫県地域福祉支援計画の改定に際し、兵庫県社会福祉審議会のもとで検討協議を行うため、社会福祉審議会小委員会を設置する。

○役割

第5期地域福祉支援計画の原案作成、審議・策定

○構成員

別紙名簿のとおり

※地域福祉活動の実践的視点に立脚し検討を行うため、サービス事業者などを委員に加える。

○開催回数 4回

○スケジュール（案）

R5. 7月31日	第1回小委員会開催
9月頃	第2回小委員会開催
11月頃	第3回小委員会開催
12月頃	パブリック・コメント実施
R6. 3月頃	第4回小委員会開催
3月	社会福祉審議会・総会（報告）

4 改定時期

令和6年3月（予定）